

<中国銀聯カード加盟店規約>

第1条（総則）

本規約は、加盟店（第2条第1項にて定義）が、日本国内の施設において銀聯カード（第3条第2項にて定義）により、信用販売（第3条第1項にて定義）を行う場合の株式会社日本決済情報センター（以下「当社」といいます）、及び加盟店との間の契約関係（以下「本契約」といい、本契約に基づく加盟店が順守すべき規約を「本規約」といいます）について定めるものです。加盟店は、本規約に従い、銀聯カード決済により、商品等の提供を行うものとします。

第2条（加盟店）

1. 本規約を承認のうえ、当社に加盟を申込み、当社が加盟を認めた加盟店を銀聯カード加盟店（以下「加盟店」といいます）とします。
2. 加盟店は、本規約に定める信用販売を行う店舗・施設（以下「銀聯カード取扱店舗」といいます）を指定のうえ、予め当社に届出し、承認を得るものとします。なお、当社の承認のない銀聯カード取扱店舗で信用販売はできないものとします。
3. 加盟店は、本規約に従い、信用販売を行う銀聯カード取扱店舗内外の見易いところに当社が指定する加盟店標識を掲示するものとします。
4. 加盟店は、本規約上の地位を第三者に譲渡（合併・会社分割等の組織再編行為によるものであるかを問いません）できないものとします。

第3条（定義）

本規約において、以下に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

1. 信用販売

会員及び加盟店が、銀聯カードを以て、当社及びカード会社所定の手続きを行うことにより、加盟店が商品等の代金、又は対価等を会員から直接受領しない方法により行う加盟店の会員に対する商品等の販売、又は提供をいいます。

2. 銀聯カード

中国银联股份有限公司、若しくは银联国际有限公司（以下、総称して「中国銀聯」といいます）に加盟している中国、及び中国国外の会社が発行するクレジットカード、及びキャッシュカードのうち、中国銀聯が指定する所定の標識のあるカードをいいます。

3. 会員

銀聯カードを正当に所持する者をいいます。

4. CAT 等

CAT（クレジットオーソリゼーションターミナル）端末機、その他、銀聯カードの有効性をチェックする機器をいいます。

5. 売上債権

信用販売により加盟店が会員に対し取得する金銭債権をいいます。

6. 提携組織

当社が提携する銀聯カード提供事業者が加盟、又は提携する組織（提携する銀聯カード提供事業者、

中国銀聯を含みます) をいいます。

7. 提携組織の規則等

提携組織が定める規則、ルール、規範、基準、レギュレーション、ガイドライン等、及び提携組織の指示、命令、要請等（提携組織の指示等に基づく、当社から加盟店に対する指示等を含みます）をいいます。

8. 営業秘密等

本契約の履行上知り得た相手方の技術上、又は営業上、その他の秘密をいいます。

9. 第三者

加盟店及び当社以外の全ての者をいいます。

10. 個人情報

会員又は会員の予定者（入会申込者を含みます）の個人情報（個人に関する情報で氏名・住所・生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報をいい、氏名・住所・生年月日・電話番号・契約番号・預貯金口座・請求額をいいますが、これらに限りません）をいいます。

11. 個人情報管理責任者

個人情報保護に関する責任者をいいます。

第4条（包括代理権）

1. 当社は以下の事項について利用者である加盟店を包括的に代理する権限を有するものとします。

（1）カード会社との銀聯カード加盟店契約の締結、及び一切の覚書の締結

（2）加盟店契約に関連する銀聯カードに関するカード会社との間の一切の取引

（3）銀聯カードによる信用販売の申込の意思表示の受領

（4）加盟店に関するカード会社への届出

（5）加盟店の申請

（6）その他、加盟店、及び当社が合意しカード会社が承認した業務

2. 加盟店は、本規約及び提携組織の規則等において、加盟店の義務としている全ての事項に関して、遵守するものとします。

3. 加盟店は、本規約に基づき行った銀聯カードによる信用販売のカード会社からの立替金を当社が受領することを異議なく承認するものとします。

第5条（信用販売）

1. 加盟店は、会員が銀聯カードを提示して、物品の販売、サービスの提供、その他、加盟店の営業に属する取引を求めた場合には、本規約に従い、現金で取引を行う顧客と同様に店頭において信用販売を行うものとします。

2. 当社の提携関係、又は加盟関係に変動が生じたときは、当社からの通知により信用販売を行う銀聯カードの範囲も変動するものとします。

3. 加盟店は、本規約に従い、信用販売を行うとともに当社が定める規定、ルール及び指示等（改定された場合は改定後のものを含みます）を遵守するものとします。

4. 本規約は、加盟店が店頭において行う販売について適用されるものとし、加盟店が通信販売、カタログ販売、コンピュータ通信による販売等、店頭販売以外の態様の取引により信用販売を行う場合は、適用されないものとします。

第6条（取扱い商品）

1. 加盟店は信用販売において、取扱う商品・サービスについては、事前に当社に届け出た上でその承認を得るものとし、変更する場合も同様とします。但し、加盟店は、当社による承認の有無にかかわらず、以下の何れかに該当するか、又は該当する恐れがある商品・サービスを取り扱ってはならないものとし、
 - (1)当社が公序良俗に反すると判断するもの
 - (2)銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他、関連法律・法令の定め違反するもの
 - (3)第三者の著作権・肖像権・商標権・その他、知的財産権、その他の権利を侵害するもの
 - (4)提携組織の規則等により取扱いが禁止されるもの（提携組織が公序良俗に反すると判断したもの、及び提携組織の規則等における取扱いのための条件を満たさないものを含みます）
 - (5)商品券・印紙・切手・回数券・プリペイドカード、その他の有価証券等の換金性の高い商品、及び当社が別途指定した商品・サービス等
 - (6)その他、会員との紛議、若しくは不正利用の実態等に鑑み、又は当社及び提携組織のブランドイメージ保持の観点から、当社が不適当と判断したもの
2. 前項による当社の承認は、当該商品・サービスが前項各号の何れにも該当しないことを保証するものではなく、当社による承認後に、当社が承認した商品・サービスが、前項各号の何れかに該当すること、若しくはその恐れがあることが判明した場合、又は、法令、提携組織の規則等の変更等により、前項各号の何れかに該当すること（その恐れがある場合を含みます）となった場合、当社は、加盟店に対する何らの責任を負うことなく、当該承認を撤回することができるものとし、
3. 前2項にかかわらず、当社が、取扱う商品・サービスについて報告を求めた場合には、加盟店は、速やかに報告を行うものとし、当社が本条第1項各号の何れかに該当すると判断した場合には、加盟店は速やかに当該商品・サービスの信用販売を中止するものとし、

第7条（信用販売の種類）

信用販売の種類は、1回払い販売とします。なお、本規約に基づく信用販売の決済通貨は、日本円のみとします。

第8条（信用販売の方法）

1. 加盟店は、会員から銀聯カードの提示による信用販売の要求があった場合、CAT等を利用して、その取扱契約に基づき全ての信用販売において銀聯カードの有効性を確認し、信用販売の承認を得るものとし、その際、取扱契約に従い、銀聯カードの真偽、売上票他媒体に署名を求め当該銀聯カード裏面の署名と同一であること、及び、会員が正しい暗証番号を入力したことを確認して（一部暗証番号の入力が必須でない銀聯カードについてはこの限りではありません）、信用販売を行うものとし、また、何らかの理由（故障、電話回線障害等）でCAT等の使用ができない場合は、信用販売を行うことはできないものとし、この場合、如何なる理由であっても当社は加盟店に対する一切の責任を負わないものとし、
2. 信用販売における取扱金額は、当該販売代金、並びにサービス提供代金（何れも税金、送料等を含みます）のみとし、現金の立替、過去の売掛金の精算等は行わないものとし、
3. 加盟店は、当社が別途定める場合を除き、CAT等をその取扱契約に従い使用して当該信用販売に関するデータ（以下「売上データ」といいます）を当社に送信するものとし、

4. 加盟店は、当社が別途定める場合を除き、CAT等から信用販売時に出力される伝票（以下「売上票」といいます）のうち、会員控えを会員に交付し、加盟店控えを加盟店の責任において保管するものとしします。
5. 加盟店は、売上データの分割記載等を行わないものとしします。金額に誤りがある場合には、当社所定の方法により、当該売上を取り消す等して、新たに本条第1項及び第3項の手続により、売上データを作成しなおすものとしします。
6. 加盟店は、有効な銀聯カードを提示した会員に対して、商品の販売代金、並びにサービス提供代金について、手数料等を上乘せする等、現金客と異なる代金の請求をすること、及び銀聯カードの円滑な使用を妨げる何らの制限をも加えないものとしします。また、正当な理由なくして信用販売を拒絶し、代金の全額、又は一部（税金、送料等を含みます）に対して、直接現金支払いを要求する等、会員に対して差別的取扱いを行わないものとしします。
7. 前6項にかかわらず、加盟店は、当社が必要、又は適当と認めて、信用販売の方法を変更し、変更後の内容を通知した場合には、これを行うことができない合理的な事由がある場合を除き、加盟店は、変更後の方法により信用販売を行うものとしします。

第9条（不審な取引の通報）

1. 加盟店は、提示された銀聯カードについて、銀聯カード名義・提示者の性別・銀聯カード発行会社・銀聯カードの会員番号等の事項の間に整合しないものがある場合、銀聯カードの提示方法に不審がある場合、同一会員が異なる名義の銀聯カードを提示した場合、当社が予め通知した偽造カード・変造カードに該当すると思われる場合、又は当該取引について日常の取引から判断して異常な大量、若しくは高価な購入の申込がある場合には、銀聯カードによる信用販売を行うについて当社と協議し、当社の指示に従うものとしします。なお、一時に多数の顧客が来店し多数の銀聯カードの提示があった場合には、特に注意を払うものとしします。
2. 前項の場合、当社が当該取引における銀聯カードの使用状況の報告、銀聯カード、及び銀聯カード発行会社の確認、銀聯カードの会員番号及び銀聯カードの会員氏名の確認、本人確認等の調査、及び銀聯カード回収の依頼等の協力を求めた場合、加盟店はこれに協力するものとしします。
3. 加盟店は、前2項の場合に限らず、当社が会員の銀聯カードの使用状況など調査協力を求めた場合、それに対して協力するものとしします。
4. 加盟店は、当社が銀聯カードの不正使用防止に協力を求めた場合、これに協力するものとしします。

第10条（信用販売の円滑な実施）

1. 加盟店は、信用販売を行う、或いは信用販売の勧誘を行う場合には、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連法令を遵守するものとしします。また、当社が関連法令を遵守するうえで調査が必要と判断した場合には、当社の要請により、加盟店は必要な協力を行うものとしします。
2. 加盟店は、信用販売を行った場合、速やかに商品、又はサービス等を会員に引渡し、又は提供するものとしします。但し、売上票記載の売上日に引渡し、又は提供することができない場合は、会員に書面をもって引渡し時期等を通知するものとしします。
3. 加盟店は割賦販売法第2条第3項に定められる信用販売を行った場合、割賦販売法第30条の2の3第4項、及びその施行規則に定める事項等を記載した書面を遅滞なく会員へ交付しなければなら

ないものとしします。また、加盟店は、本項に定める以外の割賦販売法、その他の法令上加盟店に課される会員に対する書面交付義務を遵守するものとしします。

4. 加盟店は、当該売上債権の譲渡手続を行った後に会員が割賦販売法、及び特定商取引に関する法律に定める信用販売の申込の撤回、又は信用販売の解除（以下「クーリング・オフ」といいます）を行った場合には、速やかに当社に対し当該信用販売の取消の手続を行うものとしします。
5. 加盟店は、商品又はサービス等を複数回に渡り引渡し、又は提供する場合において、当該売上債権の譲渡手続を行った後に会員が当該信用販売を解除したときは、速やかに当社に届出るとともに、当社所定の方法により当該会員と当該信用販売の精算を行うものとしします。
6. 加盟店は、商品又はサービス等を複数回に渡り引渡し、又は提供する場合において、加盟店の事由により引渡し、又は提供が困難となったときは、速やかにその旨を会員、及び当社へ連絡するものとしします。
7. 加盟店が、信用販売の取消し、又は解約等を行う場合には、速やかに当社所定の方法にて当該債権譲渡の取消しを行うこととし、当社は第 13 条に準じて処理するものとしします。
8. 加盟店は、前項により債権譲渡を取消した売上債権の譲渡代金が当社より支払済みである場合には、速やかにこれを返還するものとしします。また、この場合、当社は第 18 条第 3 項を準用することができるものとしします。

第 11 条（信用販売の責任）

加盟店が第 8 条、ないし第 10 条に定める手続きによらず信用販売を行った場合、加盟店において一切の責任を負うものとし、当社の申出により第 18 条の規定に従うものとしします。

第 12 条（無効カードの取扱い）

1. 加盟店は、当社から紛失・盗難等の理由により無効を通告された銀聯カードによる信用販売は行わないものとしします。
2. 加盟店は、無効カード、又は明らかに偽造・変造と認められる銀聯カードの提示を受けた場合、当該銀聯カードを預かり、速やかに当社に連絡するものとしします。
3. 加盟店は、前 2 項に違反して信用販売を行った場合、当該信用販売にかかる売上等全額について加盟店において一切の責任を負うものとし、当社の申出により第 18 条の規定に従うものとしします。

第 13 条（売上債権の譲渡）

1. 加盟店は、第 8 条に基づく売上債権について、信用販売を行った日から 15 日以内（休日、祝祭日を含みます）に CAT 等とその取扱契約に基づき使用し、売上データを送信して当社に譲渡するものとしします。
2. 前項の譲渡期限以降に譲渡された売上債権について、当社が当該売上債権の回収ができなかった場合、及び当社が加盟又は提携する組織に加盟している、若しくは当社と提携関係にある日本国内及び日本国外の会社が、正当な理由により当社からの当該売上債権の譲渡につき、拒否、又は異議を唱えた場合、若しくは当該会社が当該売上債権の回収ができなかった場合は、加盟店において一切の責任を負うものとし、当社の申出により第 18 条の規定に従うものとしします。
3. 加盟店は、信用販売を行った日から 2 ヶ月以上経過した売上債権の譲渡を拒否されても異議を申立てないものとしします。

4. 本条第1項の債権譲渡は、当該売上データが当社に到着したときにその効力を発生するものとします。
5. 加盟店は、売上債権、及び売上債権を当社に譲渡することにより発生する金銭債権を第三者に譲渡し、若しくは立替えて支払わせることはできないものとします。

第14条（商品の所有権の移転）

加盟店が会員に信用販売した商品の所有権は、当社が第15条の規定に基づき、当該代金を加盟店に支払ったときに当社に移転するものとします。

第15条（立替払金の支払方法）

1. 当社が立替払いをする売上債権にかかる債務の締切日、及び加盟店への立替払金（以下「振込金」といいます）の支払方法は、当社が別途定める加盟店申込書（以降「JSIC加盟店申込書」といいます）において加盟店が指定し、当社が承認した締切日ごとに集計を行い、当該集計の対象となった売上債権について、JSIC加盟店申込書において加盟店が指定し、当社が承認した支払日に加盟店が指定した金融機関口座に振り込むことにより支払うものとします。但し、当社との間において別途約定がある場合には、その定めに従うものとします。また、金融機関のシステム障害、その他の不可抗力による場合、当社は立替代金の支払いが遅延したことによる遅延損害金の支払義務、その他の義務を負わないものとします。
2. 前項の支払いは、各支払日における合計額から第19条に定める手数料を差引いた金額を加盟店指定の預金口座へ振込むものとします。
3. 加盟店から本規約に違反した売上データが当社に到着した場合、その他、加盟店が本規約に違反した信用販売を行った場合には、当社は当社が加盟店に負担する立替払金支払債務の全部、又は一部の支払いを拒絶できるものとします。
4. 加盟店から送信された売上データの正当性に疑義があると当社が認めた場合、加盟店は正当性を証明できる資料の提出等、当社の調査に協力し、当社は調査が完了したと判断するまで加盟店に対する当該代金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留した支払代金について法定利息、その他遅延損害金は発生しないものとします。
5. 本条第1項に関わらず、加盟店が指定する金融機関口座の名義人が加盟店の名義（加盟店が個人の場合は当該個人の氏名を指し、加盟店が法人、又は団体の場合は商号、その他の正式名称を示します）と一致しない場合、当社が当該口座への振込みを過去に行ったことがあるか否かに関わらず、当社は当該口座に振込みを行わないことができ、加盟店に対して、振込口座の変更を求めることができるものとします。なお、この場合、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
6. 加盟店は、本条第1項の当社に対する売上債権を第三者に譲渡、又は担保に供してはならないものとします。

第16条（会員との紛議と銀聯カード利用代金等）

1. 加盟店は、会員に対して提供した商品、又はサービス（付帯関連する役務を含みます）等、加盟店及び会員間の問題に関し、会員との間で紛議が生じた場合、遅滞なく紛議を自らの責任、及び費用負担の下、解決するものとします。
2. 加盟店は、前項の紛議の解決にあたり、当社の許可なく会員に対して当該銀聯カード利用代金を直

接返還しないものとします。

3. 本条第1項の紛議を理由に会員が当該銀聯カード利用代金の支払いを拒否した場合、会員紛議が発生する可能性がある当社が認めた場合、又は会員の当社に対する支払いが滞った場合、当社は紛議が解決するまで加盟店に対する当該代金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留した支払代金について法定利息、その他遅延損害金は発生しないものとします。
4. 当社から紛失・盗難・不良会員・第三者利用等の理由により銀聯カード回収を依頼した場合、加盟店は銀聯カードの回収に協力するものとします。

第17条（会員との紛議に関する措置等）

1. 加盟店は、会員から当社に紛議が生じた場合、当社に対し、当社の求めに応じて、会員との取引の態様（当該販売の内容、勧誘行為がある場合にはその内容）、紛議の発生要因について報告するものとします。
2. 加盟店は、前項の報告、その他、当社の調査の結果、当社が会員の紛議が加盟店の割賦販売法35条の3の7に規定される行為、その他、法令で禁止されている行為に起因するものと認めた場合には、当該行為の防止体制、苦情処理体制に関する事項、その他、当該行為の防止のために当社が必要と認める事項を当社の求めに応じて報告しなければならないものとします。
3. 加盟店は、本条第1項の報告、認定割賦販売協会の保有する情報、その他の方法による当社の調査の結果、当社が会員の紛議の発生状況が、他の加盟店と比較して会員の利益の保護に欠けると認める場合には、当該行為の詳細事項、当該行為の防止体制、苦情処理体制に関する事項、その他の当該行為の防止のために当社が必要と認める事項を当社の求めに応じて報告しなければならないものとします。
4. 当社は、前3項の報告、その他、当社の調査の結果、必要があると認める場合には、加盟店に対し、所要の措置を行うことができ、加盟店はこれに従うものとします。但し、当社による指導は、加盟店を免責するものではありません。なお、当社が行う措置・指導には、以下を含みますが、これに限られません。
 - ① 文書、若しくは口頭による改善要請
 - ② 信用販売の停止
 - ③ 本契約の解除

第18条（買戻しの特約）

1. 加盟店は、下記の何れかに該当した場合、当社の申出により遅滞なく当該売上債権を買戻すものとします。なお、当社は、下記の何れかの事由が存在すると合理的に判断する場合には、加盟店に対し、当該事由の存否を照会することができるものとし、この場合、加盟店は速やかに当該事由の不存在を証明しなければならないものとします。また、加盟店がこの証明を行わない場合には、加盟店は、当社の申出により遅滞なく当該売上債権を買戻すものとします。
 - (1) 当社に譲渡した売上債権にかかる売上データが正当なものでないこと、その他、売上データの記載内容が不実不備であった場合
 - (2) 第8条ないし第10条に定める手続によらず信用販売を行った場合
 - (3) 第12条第1項、第2項の規定に違反して信用販売を行った場合
 - (4) 第13条第2項の事態が発生した場合

- (5)第 15 条第 4 項の調査に対して当社が合理的と認める協力が無い場合
 - (6)第 16 条第 1 項の会員との紛議が解決されない場合
 - (7)会員がクーリング・オフを行ったにもかかわらず信用販売の取消を行わない場合
 - (8)会員が第 10 条第 5 項に定める信用販売の解除を行った場合
 - (9)その他、本規約の規定に違反して信用販売が行われたことが判明した場合
2. 第 10 条第 6 項の販売を行った加盟店が会員に対して商品、又はサービス等の提供が困難になった場合において、この事態を理由に会員が未提供の商品、又はサービス等に相当する代金の支払いを拒否したとき、会員の提携組織に対する支払いが滞ったとき、又は会員が提携組織に対して当該代金の返還を求めたときは、加盟店は当社の申出により遅滞なく当該売上債権を買戻すものとし、当該買戻代金について加盟店において一切の責任を負担するものとします。
 3. 前 2 項の場合、加盟店は当該売上債権、及び他の売上債権の譲渡に伴い生ずる第 15 条第 1 項に規定する振込金から買戻し金額を差引充当すること、並びに買戻し金額に不足が生じる場合は、次回以降の振込金を順次買戻し金額に充当することを承諾するものとします。この充当は、対象となる次回以降の振込金に該当する加盟店による信用販売の売上債権が含まれるか否か、及びその金額の如何にかかわらず、当社の加盟店に対する支払金額全額を対象として行うことができるものとします。
 4. 前項の手続を行ったにもかかわらず、当社が買戻しを請求した日から 2 ヶ月以上を経過した残金がある場合、加盟店は当社の請求により遅滞なく、その残金を一括して支払うものとします。なお、買戻しを請求した日とは、当社が口頭、又は文書により加盟店に通知した日とします。

第 19 条（手数料の支払い）

加盟店は、加盟店の銀聯カードによる信用販売額に対して当社所定の料率により計算した手数料を当社に支払うものとします。但し、提携組織の規則等の変更、関連法令の変更、又は金利変動等の金融情勢の変化、その他、相当の事由がある場合には、当社は、加盟店に対する通知により、手数料率を合理的範囲で改定することができるものとします。

第 20 条（提携組織の規則等の遵守）

1. 加盟店は信用販売にあたり、提携組織の規則等に準拠した取扱いを行わなければならないものとします。
2. 加盟店が提携組織の規則等に準拠した取扱いを行うために要する費用は、加盟店の負担とします。
3. 加盟店は、提携組織の規則等に変更（制定、廃止等を含みます）があった場合は、変更後の内容が適用されるものとし、当該変更起因して加盟店に生じる費用、損害、第三者に対する責任は、加盟店が負担するものとします。
4. 提携組織が、加盟店の事由に起因して、当社に違約金、反則金等（名称の如何は問わないものとします）を課すことを決定した場合、加盟店は、当社の請求に応じて違約金、反則金等の額と同額の金員を当社に支払うものとします。
5. 加盟店が、本規約に関連し、提携組織の規則等内容について、当社に問合せをした場合は、当社は実務上可能な範囲で当該問合せに回答するものとします。

第 21 条（加盟店の禁止行為）

加盟店は、次の各号に定める行為、又はこれに類似する行為を行ってはならないものとします。また、

加盟店の従業員、或いは役員が次の各号に定める行為、又はこれに類する行為を行った場合には、加盟店が自らこれを行ったものであるとみなされるものとします。

- (1) 加盟店が届け出た名義を第三者に使用させ、又は第三者が使用することを容認し、あたかも加盟店が当該顧客と直接取引をしたかのように装うこと
- (2) 顧客との間に真実取引がないのに、それがあるかのように会員と通謀し、或いは会員に依頼して取引があるかのように装うこと
- (3) 顧客と取引を行う、或いは取引の勧誘にあたり、違法又は不適切な行為を行うこと
- (4) 当社の信用販売にかかる商品の留保した所有権を侵害すること
- (5) 第三者の売掛金の決済・回収のために本契約に基づく決済を利用すること
- (6) 公序良俗に違反することその他、監督官庁から改善指導・行政処分等を受ける、又は受ける虞のある行為をすること
- (7) 合理的な理由なく、加盟店（代表者及びその関係者を含みます）が保有する銀聯カード等を使用して、本規約にかかる信用販売を行うこと
- (8) 暗証番号、セキュリティコード（CVN2）、その他、当社が保管・保持を禁止する情報を保管・保持すること
- (9) その他、本規約に違反すること

第22条（状況報告）

加盟店は、当社から求められたときは、最新の決算状況、及び特定時期の財務状況について、文書、その他、当社が適当と認める方法により、当社に対し報告を行うものとします。

第23条（銀聯カードの会員番号等の管理）

1. 加盟店は、当社が別に定める営業秘密、及び個人情報等の守秘義務における個人情報の内、銀聯カードの会員番号等（当社がその業務上、利用者に付与する割賦販売法第2条第3項第1号に定める番号、記号、その他の符号を含みます。以下同じ）の滅失・毀損・漏洩等（以下、本条及び第24条において「漏洩等」といいます）が生じた場合、又は加盟店において、漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると当社が判断した場合には、速やかに当社に対し、漏洩等の発生の日時・内容、その他、詳細事項について報告をしなければならないものとします。
2. 加盟店は、銀聯カードの会員番号等の漏洩等が生じた場合、又は加盟店において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると当社が判断した場合には、その発生の日から10営業日以内に漏洩等の原因を当社に対し報告し、再発防止のための必要な措置（加盟店の従業者に対する必要、且つ、適切な指導を含むものとします）を講じた上で、その内容を当社に書面で報告しなければならないものとします。
3. 当社は、前項の措置が不十分であると認めた場合、他の加盟店での銀聯カードの会員番号等の漏洩等が発生した場合において、類似の漏洩事故の発生を防止する必要がある場合、その他、当社が必要と認める場合には、加盟店に対し、当該措置の改善の要求、その他、必要な措置・指導を行えるものとし、加盟店はこれに従うものとします。但し、当社による指導は、加盟店を免責するものではありません。なお、当社が行う措置・指導には以下を含みますが、これに限られません。
 - ① 当社が指定する監査会社を用いたシステム診断
 - ② 信用販売の停止

第 24 条（委託の場合の銀聯カードの会員番号等の管理）

1. 加盟店は、委託先において、銀聯カードの会員番号等の漏洩等が発生した場合、又は委託先において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると当社が判断した場合は、速やかに委託先から漏洩等の発生の日時・内容、その他、詳細事項について報告を受けた上で、当社に対し、速やかに当社の別途定めるところに従い、漏洩等の発生の日時・内容、その他、詳細事項について報告をしなければならないものとします。
2. 加盟店は、委託先において、銀聯カードの会員番号等の漏洩等が生じた場合、又は委託先において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると当社が判断した場合には、委託先をして、その発生の日から 10 営業日以内に、漏洩等の原因を加盟店に報告させた上で、再発防止のための必要な措置（委託先の従業者に対する必要、且つ、適切な指導を含みます）を講じさせるものとし、その内容を当社に書面で報告しなければならないものとします。
3. 当社は、前項の措置が不十分であると認めた場合、他の加盟店での銀聯カードの会員番号等の漏洩等が発生した場合において、類似の漏洩事故の発生を防止する必要がある場合、その他、当社が必要と認める場合には、加盟店に対し、第 23 条第 3 項と同様の当該措置の改善の要求、その他、必要な指導を委託先に行うよう要請できるものとし、加盟店はこの指導要請に従うものとします。但し、当社による指導要請は、加盟店ないし委託先を免責するものではないものとします。
4. 加盟店は、本条に定める当社の権利が実現可能となるのに必要となる委託先の義務を委託先との契約において定めるものとします。

第 25 条（委託先への個人情報の提供）

1. 加盟店は、当社が、加盟店から預託を受けている個人情報を会員宛の加盟店のサービス提供に関する照会・受付業務に限り、当社が提携する企業（以下「提携企業」といいます）に提供することに同意するものとします。
2. 当社が個人情報を当社の提携企業に提供する場合は、当社は、当社の提携企業及び本契約に定める内容と同様の秘密保持契約を締結するものとします。

第 26 条（第三者からの申立）

1. 個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関し、当社の会員を含む第三者から、訴訟上、又は訴訟外において、当社に対する損害賠償請求等の申立がされた場合、加盟店は当該申立の調査解決等につき、当社に全面的に協力するものとします。
2. 前項の第三者からの当社に対する申立が、当社が別に定める営業秘密、及び個人情報等の守秘義務の第 3 条第 3 項に定める加盟店の責任範囲に属するときは、加盟店は、当社が当該申立を解決するのに要した一切の費用（直接の費用であるか間接の費用であるかを問わず、弁護士費用等を含みます）を負担するものとし、加盟店は当社の請求に従い、当該費用相当額を速やかに支払うものとします。
3. 本条の定めは、本契約終了後も有効とするものとし、営業秘密等の滅失・毀損・漏洩等に関し、第三者から当社、及び加盟店に対する損害賠償等の申立がされた場合に準用されるものとします。

第 27 条（届出事項の変更等）

1. 加盟店は、当社に対して届けている加盟店の商号、代表者、所在地、銀聯カード取扱店舗、連絡先、

指定預金口座等加盟店申込書、又は本規約に定める届出事項等に変更が生じた場合、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出るものとします。

2. 加盟店は、前項の届出がないために当社からの通知、又はその他、送付書類、第15条第1項に規定する振込金が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなされても異議ないものとします。

第28条（契約解除等）

1. 第30条の規定にかかわらず、下記各号の何れかの事態が発生した場合、又は当社が違反しているものと認めた場合、当社は本契約を速やかに解除できるものとします。この場合、当社は、解除の効力発生前に、加盟店に何らの通知を要することなく、速やかに加盟店との間の本契約による取引を停止させることができます。その場合、加盟店は当社に生じた損害を賠償するものとします。なお、当社が本項に基づき、本契約を解除した場合、当社に対する一切の未払債務について、加盟店は当然に期限の利益を失うものとし、速やかに支払うものとします。

- (1) 加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合
 - (2) 加盟店の営業、又は業態が公序良俗に反すると当社が判断した場合
 - (3) 加盟店が監督官庁から営業の取消、又は停止処分を受けた場合
 - (4) 加盟店が自ら振出し、若しくは引受けた手形、又は小切手につき、不渡処分を受ける等、支払停止状態に至った場合
 - (5) 加盟店が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け又は、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、破産、その他、これに類似する倒産手続の開始、若しくは競売を申立てられ、又は自ら民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、若しくは破産、その他、これに類似する倒産手続の申立を自らした場合
 - (6) 加盟店の経営状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由がある場合
 - (7) 加盟店（加盟店の役員・従業員を含み、以下本号、及び次号において同じ）が、暴力団員等に該当した場合、又は当社が別に定める反社会的勢力との関係排除に関する誓約第1条第2項各号の何れかに該当したことが判明した場合
 - (8) 加盟店が、自ら又は第三者を利用して、反社会的勢力との関係排除に関する誓約第1条第3項各号何れかに該当する行為をした場合
 - (9) 加盟店が届出た店舗所在地に銀聯カード取扱店舗が実在しない場合
 - (10) 加盟店が割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の法令に違反していることが判明した場合
 - (11) JSIC加盟店申込書、又は本規約に定める届出（変更の届出を含みます）に記載事項を偽って記載したことが判明した場合
 - (12) 第2条第4項に違反し、加盟店の地位を第三者に譲渡する行為を行った場合
 - (13) 第5条ないし第10条に定める手続によらずに信用販売を行った場合
 - (14) 第15条第4項に定める当社の調査に対し協力を行わない場合
 - (15) 第18条の規定に違反して買戻しに応じない場合
 - (16) その他、加盟店が、本規約に違反した場合、若しくは当社が加盟店として不適当と認めた場合
2. 本契約の解約・解除条項、又は前項各号の何れかの事態が発生した場合、本契約の解約・解除条項、

又は前項に基づき本契約を解除するか否かにかかわらず、当社は、何らの通知を要することなく、当該事態発生前に生じていたか、又は当該事態発生後に生じたかにかかわらず、本契約に基づく債務の全部、又は一部の支払を保留することができるものとします。この場合、当社は、当該事態の発生前に生じた遅延損害金を除き、法定利息、その他、遅延損害金の支払義務を負わないものとします。

3. 本条第1項第3号ないし第5号の何れかの事態が発生した場合、本契約に基づき当社が加盟店に対し負担する金銭債務、その他の財務給付を行うべき、債務と当社が加盟店に対して請求することのできる一切の金銭債権（本契約に基づくものであるか否かは問いません）とは、何らの意思表示を要せず、当然に対当額で相殺されるものとします。本契約の解約・解除条項又は本条第1項各号（第3号ないし第5号を除きます）の何れかの事態が発生した場合、又は当社が必要、又は適当と認めた場合、当社は、本契約に基づき、当社が加盟店に対し負担する金銭債務、その他の財務給付を行うべき債務、及び当社が加盟店に対して請求することのできる一切の金銭債権（本契約に基づくものであるか否かは問いません）とを何らの意思表示を要せず、対当額で相殺することができるものとします。
4. 加盟店は、第30条及び本条第1項により本契約が解約、又は解除された場合、速やかに加盟店の負担において加盟店標識を取り外すものとし、未使用の売上票等も含め、一切の用度品を速やかに当社へ返却するものとします。
5. 当社は、加盟店が本規約の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づく信用販売を一時的に停止することができるものとします。なお、信用販売を一時停止した場合には、加盟店は、当社が取引再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとします。これにより加盟店に損害が生じた場合でも当社に何らの請求は行わず、一切を加盟店の責任とするものとします。

第29条（損害賠償）

加盟店が本規約に違反して信用販売を行った等、加盟店の責めに帰すべき事由により当社が損害を被った場合には、加盟店は当社に対し当該損害を賠償する責を負うものとします。なお、この場合、損害には、提携組織の規則等により当社が負担することとなった罰金・違約金（名称の如何を問わないものとします）等を含むものとします。

第30条（有効期間・解約）

本契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。但し、期間満了の3ヶ月前までに、当社又は加盟店の何れからも書面による解約の意思表示がない場合には、本契約は期間満了の日の翌日からさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とします。但し、加盟店が1年以上継続して信用販売を取扱っていない場合、又は、当社が加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合、当社は加盟店に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより（加盟店との連絡不能による場合は、第27条第1項に基づき、届出住所に通知を発送すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす）、本契約を解約できるものとします。

第31条（本規約に定めのない事項）

加盟店は、本規約に定めのない事項については、当社別に定めるガイドライン、その他の取扱要領等（当

社、又はカード会社がホームページに公表する内容を含む)に従うものとします。

第 32 条 (準拠法)

当社及び加盟店間において締結したその他の契約に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとします。

第 33 条 (合意管轄裁判所)

1. 本規約に関し、当社及び加盟店との間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
2. 当社又はカード会社、及び加盟店との間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第 34 条 (規約の変更)

1. 当社が本規約の変更内容を通知、又はホームページ (URL: <https://www.jpsic.co.jp/>) に公表した後において加盟店が会員に対して信用販売を行った場合には、加盟店は新しい規約を承諾したものとみなすものとします。
2. 前項の規定に関わらず、加盟店は、加盟店情報の取扱い (収集・保有・利用・提供) に関する同意特則第 2 条及び第 3 条のホームページに記載された提携会社、共同利用会社、加盟店信用情報機関の追加、変更については、当該ホームページに別途記載がある場合を除き、記載の追加、変更と同時にその効力が生ずることを予め承諾するものとします。
3. 当社が加盟店に通知のうえ、加盟店によって当社所定の手続きがなされることにより、当社は本規約に基づく加盟店が取扱うことができる取引に新たな決済サービスを追加することができるものとします。

以上

2019 年 12 月 11 日改定

2019 年 7 月 16 日制定

2020 年 11 月 15 日改定